

## 資料

### 人種差別撤廃条約への留保

参議院外務委員会 1995 年 3 月 16 日 <http://kokkai.ndl.go.jp/>

政府委員（高野幸二郎君） まず、米国の留保でございますが、ただいま委員おっしゃいましたとおり、昨年の十月、米国は人種差別撤廃条約を批准いたしました際に、第四条につきましてはかくの趣旨の留保を行っております。

ちょっと読み上げさせていただきますと、「米国の憲法及び法律は、言論、表現及び集会についての個人の自由に関し、広範な保護を含む。したがって、米国は、これらの権利が米国の憲法及び法律によって保護される限度において、立法その他の措置によってこれらの権利を制限するこの条約に基づく義務、特に第四条及び第七条に基づく義務を受け入れない。」という留保を行っております。これは一言で言いますと、人種差別撤廃条約の第四条につきましては米国憲法及び関連国内法令が優先するという、あえて解釈すればそういう趣旨でございます。

もう一つお尋ねの、日本の本条約批准との関係において問題点の一つであります第四条、日本の場合、米国と同様もしくは何らかの別の形における第四条の留保 ないしは解釈宣言ということによって問題を乗り越えるといいますか批准に向かえるのではないかという御質問がと存じますが、従来政府がいろんな機会に申し上げておりますとおり、そもそもこの第四条の趣旨は、人種差別的な言動といいますか行為、そういうものに対してこれを犯罪として処罰せよというのが内容になっておりまして、そういう意味におきまして、本条約の趣旨、目的を担保する極めて根幹的な条項でございます。したがいまして、四条を全体として適用を拒否するという意味における留保ということは、本条約への加入の趣旨をなくするものでございますから、日本政府といたしましては、第四条を全面的に留保することによって批准をするということは考えていないということは従来申し上げておりまして、現在もその立場は変わっておりません。

ただ、この第四条につきましては、多くの国が種々の留保、解釈宣言を行っております。その中には、それぞれの国の憲法の規定、これの範囲内で条約を受諾するというのもあれば、そのところは明確に憲法の方が優先するということをはっきり解釈宣言として行っている国等いろいろございます。したがいまして、四条の留保問題につきましては、選択の幅というのはいろいろあるものでございますから、先ほど申し上げましたようにこの四条を全体として留保するということは考えておりませんが、そこから先、いろんな処理方法というのは理論的にはあるのだろうという認識をしております。

そういうことも踏まえて、今、政府部内でいろいろ検討中というところでございます。

衆議院外務委員会 1995年11月21日

玉沢委員 この人種差別撤廃条約の趣旨は、あくまでも、全世界において人権が尊重され、差別のない平等な社会、これを実現をしていくということが一番大事である、こう思うわけでございますが、本条約の第四条の（a）（b）は、人種的優越または憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動等が法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること等について規定しています。これらの規定について留保を付して条約を締結するとの結論に達した理由についてお伺いをいたしたい。

朝海政府委員 御指摘のとおり、この条約第四条（a）項及び（b）項では、人種的優越又は憎悪に基づくあらゆる思想の流布、人種差別の扇動等につき処罰立法措置をとることを義務づけてあるものでございます。これらは、さまざまな場面におけるさまざまな態様の行為を含む非常に広い概念であることから、そのすべてを刑罰法規をもって規制することについては憲法の保障する集会、結社、表現の自由等を不当に制約することにならないかなどについて極めて慎重に検討する必要がございます。また、これらの概念を刑罰法規の構成要件として用いることにつきましては、刑罰の対象となる行為とそうでないものとの境界がはっきりせず、罪刑法定主義に反することにならないかについても極めて慎重に検討をする必要がございます。

我が国の現行法制上、名誉毀損や侮辱等具体的な法益侵害またはその侵害の危険性のある行為は処罰の対象となっておりますけれども、本条約第四条（a）及び（b）の求める処罰立法義務を不足なく履行することは、ただいま申し上げておりました諸点に照らしまして憲法上の問題を生ずるおそれがあるため、我が国としては、憲法の保障する集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において第四条（a）及び（b）に基づく義務を履行するという留保を付することにしたものです。

## 女子差別撤廃条約

衆議院外務委員会 1985年5月29日

小林進委員 [大日本帝国憲法] 第二条の、皇位は男系の男子これを継承す、女系の女子とは言わないんだ。我が皇室に関する限りは、男性の系統の男子でなければ皇位を継承することができないという明治憲法のこの規定は一体今どうなっているか、これをひとつ安倍さんにお聞きしましょう。

安倍晋太郎国務大臣（外務大臣） もちろん憲法は新憲法になりましたが、新しく生まれたこの新憲法のもとにおける皇室典範第一条におきまして、皇位継承資格が男系男子の皇族に限られるということになっておるのは、今日もそのとおりでございます。しかし、この条約との関係でいきますと、皇位継承資格が男系の男子の皇族に限られていることは、本条約第一条に定義されているところの女子に対する差別には該当しない。したがって、これは条約の対象にはならない、こういうふうに理解をしております。

と申しますのは、本条約に言うところの女子に対する差別とは、性に基づく区別等によりまして女子の基本的自由及び人権を侵害することを指すわけです。ここで言う人権及び基本的自由とは、いわゆる基本的人権を意味するわけありますが、皇位につく資格は基本的人権に含まれているものではないので、皇位継承資格が男系男子の皇族に限定されておりましても、女子の基本的人権が侵害されることにはならない。したがって、本条約が撤廃の対象としている差別にも該当しない、こういうことでございます。これは日本の皇室だけじゃございませんで、諸外国の皇室の中におきましても、あるいは王室の中におきましても、皇位継承資格が男系男子に限るということが決められておる例が先進国の中でも随分見られておることは、御承知のとおりであります。……

小林進委員 残念ながら私に与えられた時間が参りましたが、この皇室の問題はさっきの外務大臣の御答弁のとおり、これは基本的人権であるとか男女差別の問題とは別個の問題だ。単に国内の一つのそういう特定社会における特定の規約だから、人権軽視あるいは男女差別の肯定にはならない、結びつかないものであるとおっしゃった。私も、この問題は余り深入りして追及してみたところで、だれも立派だと褒めてくれるわけじゃありませんから、一応外務大臣の御答弁によりまして、幕をひとつ私自身は閉じておきたいと思います。

## 児童の権利条約

衆議院本会議 1993年4月22日

大野由利子君 条約第二条では、人種、性、言語、宗教、障害、出生などによるいかなる差別も禁じております。ところが、我が国の民法九百条では、非嫡出子の相続は嫡出子の二分の一に規定しています。また、婚姻届を出した夫婦の子供と出さない夫婦の子供では、戸籍、住民票の記載に違いがあって、結婚や就職の際、差別を受けているのが実情です。現在、結婚によって姓を変えることの不便さを避けるために、積極的に事実婚を選択するカップルもふえており、世論調査でも、夫婦別姓の選択の拡大に賛成する人が反対派を上回っています。現在の家族法は、もはやこうした時代の流れにそぐわないものとなってきています。

この際、現行の家族法の体系を見直す必要があると考えますが、法務大臣の御見解をお伺いいたします。

国務大臣（後藤田正晴君） 嫡出子と嫡出でない子との取り扱いの差異を含めまして、身分法の体系を見直す必要があるのではないかとの御質問でございますが、本条約第二条は、児童に対する不合理な差別を禁止する趣旨の規定でございますが、御指摘の民法の規定では、婚姻関係にある両親から出生した子であるか否かに伴って必然的に生ずる差異や、法律婚を尊重しなきゃならぬという見地からの合理的な差異、違いを定めておるものであって、いずれもこの条約に反するものではない、そこで条約批准に当たって、民法等を改正する必要はないものと私は考えております。

## 「間接適用」

最高裁大法廷決定 1995 年 7 月 5 日 中島・大野・高橋・尾崎・遠藤反対意見

民集 49 卷 7 号 1808 頁

[自由権規約・児童の権利条約などの]諸事実及び本件規定（民法 900 条 4 号但書）が及ぼしていると見られる社会的影響等を勘案するならば、少なくとも今日の時点において、婚姻の尊重・保護という目的のために、相続において非嫡出子を差別することは、個人の尊重及び平等の原則に反し、立法目的と手段との間に実質的関連性を失っているというべきであって、本件規定を合理的とすることには強い疑念を表明せざるを得ない。

東京高裁決定 1993 年 6 月 23 日 高民集 46 卷 2 号 48 頁

国際連合による「市民的及び政治的権利に関する国際規約」24 条 1 項の規定の精神及び我が国において未だ批准していないものの、近々批准することが予定されている「児童の権利に関する条約」2 条 2 項の精神等にかんがみれば、適法な婚姻に基づく家族関係の保護という理念と非嫡出子の個人の尊厳という理念は、その双方が両立する形で問題の解決が図られなければならないと考える。

……民法 900 条 4 号但書前段の差別的取り扱いは、必ずしも合理的な根拠に基づくものとはい難いから、憲法 14 条 1 項の規定に違反するものと判断せざるを得ない。

静岡地裁浜松支部 1999 年 10 月 12 日判決 判時 1718 号 101 頁

人種差別撤廃条約は、……個人や団体の差別行為についてのとるべき立法その他の措置を締約国に要求している。

このことは、我が国内において、人種差別撤廃条約の実体規定に該当する人種差別行為があった場合に、もし国または団体に採るべき措置が採られていなかった場合には、同条約第 6 条に従い、これらの国または団体に対してその不作為を理由として少なくとも損害賠償その他の救済措置を採りうることを意味する。

そしてまた、何らの立法措置を必要としない外務省の見解を前提とすれば、本件のような個人に対する不法行為に基づく損害賠償請求の場合には、右条約の実体規定が不法行為の要件の解釈基準として作用するものと考えられる。

……被告は、……原告の人格的名誉を傷つけたものといわざるを得ず、……原告の名誉を著しく傷つけたものとして民法第 709 条、第 710 条に基づき、原告に対して、その精神的苦痛を慰謝すべき責任がある……。

## 東京エティオピア難民申請事件第1審

東京地裁 2002年1月17日判決 判時1789号60頁

[事実] 出入国管理及び難民認定法（条約集参照）61条の2第2項の期限経過後に難民申請がなされ、同項但書の規定を適用すべき事情も認められないとして難民不認定処分がなされた。

[原告の主張] 同項の定める「60日以内」という要件は難民条約に定められていない。したがって、同項は同条約違反。すくなくとも、同項但書は難民条約上の義務に鑑みて解釈されるべき。

[被告（国）の主張] 難民条約は、難民の認定手続については何ら定めていないのであるから、難民認定手続を定めるか否か、定めるとした場合にどのように定めるかについては、各締約国の裁量に委ねられていると解すべきである。……60日という期間は我が国の国土面積、交通・通信機関、地方入国管理官署の所在地等の地理的、社会的実情に照らしても十分な期間と考えられる。……同項但書の「やむを得ない事情」とは、本邦に上陸した日又は本邦にある間に難民となる事由が生じた場合にあってはその事実を知った日から60日以内に難民認定の申請をする意思を有していた者が、病気、交通の途絶などの客観的な事情により物理的に入国管理官署に出向くことができなかつた場合の他、本邦において難民認定の申請をするか否かの意思を決定するのが客観的にも困難と認められる特段の事情がある場合を言うものと解すべきである。

### [裁判所の判断]

少なくとも [出入国管理及び難民認定法 61条の2第2項] 違反を理由とする難民不認定処分には、当該申請者が難民ではないことを公定力を持って確定する効果はない……例えば、難民条約33条のノン・ルフルマン原則を受けた同法53条の適用にあたっては、前期の難民不認定処分を受けた者について直ちに難民該当性がないものとはせず、送還先の国が法53条に規定する領域内の国か否かを審査することとされている……。すなわち、前期難民不認定処分は、当該申請者を難民と認定しないというにとどまり、難民でないと確定する効果を生じさせるものではないのであるから、……法61条の2第2項が難民条約に違反するとはいえない。

もっとも、難民の認定を受けた者は、そのことのみを持って我が国においては難民条約等に基づく難民としての取扱いを受け得るのに対し、前期難民不認定処分を受けた者は、難民としての取扱いを受けるために逐一自己が難民であることを主張立証しなければならないのであるから、同じ難民でありながら難民の認定を受けた者に比べて著しく不安定かつ不利益な立場におかれることは否定できない……。これらの点からすると、法61条の2第2項の解釈に当たっては、少なくとも同項但書を合理的に解釈することにより、同項違反を理由とする難民不認定処分をし得る場合を限定するのが、難民条約の趣旨及び法が定める難民認定制度の趣旨に合致すると考えられる。

このような観点から、法61条の2第2項但書の「やむを得ない事情」の解釈について検討するに、これを被告主張のように……解することは、必然的に同項違反に基づく難民不認定処分を多発させる点で難民条約の趣旨及び法が定める難民認定制度の趣旨に合致せず、ひいては法の立法目的に反するものと考えられるし、難民の置かれている状況及び難民が採るであろうと想定される行動

様式に照らすと、難民にとっての「やむを得ない事情」に合致しない解釈といわざるを得ない。……難民の立場になって考えると、自らが難民であると表明することは、故国との絶縁という重大な結果をもたらすばかりか、それ自体に危険を伴う行為であるから、我が国が信頼するに足りるか否かに不安を抱く場合もあるうし、そうでなくとも、我が国に平穏に在留できているならば差し当たり迫害を受ける危険から逃れられているのであるから、そのような状態が続く限りは難民であることを秘匿し、そのような状態が維持できなくなって初めて、いわば最後の手段として難民であることを理由に保護を求めるというのも無理からぬものと考えられる。

#### 同事件控訴審

東京高裁 2003 年 2 月 28 日判決 判時 1833 号 41 頁

国連難民高等弁務官事務所の執行委員会は、1979 年にした難民の国際的保護に関する結論第 15 号「庇護国なき難民」の(i)項において、「庇護希望者に対し一定の期限内に庇護申請を提出するよう求めることはできるが、当該期間を徒過したことまたは他の形式的要件が満たされなかったことによって庇護申請を審査の対象から除外すべきでない。」旨の判断を最低基準の指針として示していたことが認められる。同指針は国際法上の法的拘束力を有せず、同指針は、その内容的に難民条約の解釈を有権的に示したものとまではいえないが、難民条約等の締約国の各政府によって支持されているものであると解される。……

法 61 条の 2 第 2 項本文が定める申請期間の制限は、その必要性及び合理性があることが認められる。しかし……同項但書は、……例外的な場合があり得ることを考慮して、期間を経過した申請についても、個別に具体的な事情を検討して期間を経過したことに合理的理由がある場合には「やむを得ない事情」があるものとして救済を図り、期間内にされた申請と同様に難民性の有無を判断することとしたものというべきであって、同項但書の「やむを得ない事情」の意義も、こうした救済規定としての趣旨に適合するように解釈されなければならない。そして、前述の国連難民高等弁務官事務所の執行委員会の結論第 15 号「被護国がない難民」の(i)項の指針も、申請期間の徒過を形式的要件として解釈運用してはならないことを示すものである。このような救済規定としての趣旨に照らせば、法 61 条の 2 第 2 項但書にいう「やむを得ない事情」とは、[ 国側の主張するような場合に ]限らず、本邦において難民認定の申請をするか否かの意思を決定することが、出国の経緯、我が国の難民認定制度に対する情報面や心理面における障害の内容と程度、証明書類等の所持の有無及び内容、外国人の解する言語、申請までの期間等を総合的に検討し、期間を経過したことに合理的理由があり、入国後速やかに難民としての庇護を求めなかつたことが必ずしも難民でないことを事実上推認させるものではない場合をいうと解するのが相当である。

千葉ゴルフ場事件 東京高裁 2002年1月23日判決 判時1773号34頁

[控訴人(原告)の主張]あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約も、国家による人種差別はもちろんのこと、私人間の人種差別ないし国籍による不合理な差別を明確に禁止している。

[裁判所の判断]

……あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約は、締約国である国家に対する拘束力を有するだけであり、私人対私人の関係に適用されるものではないし、同条約4条(a)及び(b)の規定の適用に関して……日本国政府の留保が付されていること……にかんがみ、同条約の下においても、結社の自由の重要性を否定することはできず、同条約の存在は、本件理事会決議及びこれに基づく被控訴人による外国人の入会制限行為の違法性に関する判断を左右するものではない。

参考 山本敬三・判批・判評525号

条約の適用方法に関しては、裁判所が国内法の解釈にあたって、その解釈の基準ないし補強材料として条約を援用するという方法も考えられる。これは一般に、条約の間接適用と呼ばれる。……

かりに本判決のいふように、人種差別撤廃条約は国家を拘束するだけだとしても、裁判所もまた非拘束者である国家にほかならない……。条約の拘束を受けるのは立法府と行政府であり、裁判所はその拘束を受けるわけではないという感覚があるのだとすれば、それは誤りだといわざるをえない。

## 直接適用

西陣ネクタイ事件 京都地裁 1984年6月29日判決 判タ530号271頁

事業団は、[GATTにいう]国家貿易企業に当たることが明らかであるところ、事業団の行う本件一元輸入措置及び価格安定制度は国家の養蚕農家などの保護のために自由市場に介入して価格を人為的に操作するものであり、……本件条項は前記のガット条項に違反するのではないかとの疑問が出てくる。しかしながら、本件一元輸入措置及び価格安定制度は、……当分の間、……輸入圧力から蚕糸業の経営を保護しようと図ったものであって、それは、ガット19条によって締約国に許された緊急措置に該当する実質を持つものと解される。

……しかも、原告ら指摘のガット条項の違反は、違反した締約国が関係締約国から協議の申し入れや対抗措置を受けるなどの不利益を課せられることによって当該違反の是正をさせようとするものであって、それ以上の法的効力を有するものとは解されない。

したがって、本件条項がガット条項に違反し無効であって、本件立法行為を違法ならしめるものとまでは解することができない。

奄美クロウサギ訴訟 鹿児島地裁 2001年1月22日判決

<http://www.janis.or.jp/users/ito-imo/ecology/lecture/natureright/hanketsu.html>

たしかに、環境基本法が、「環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできない」こと、「環境が人類の存続の基盤である限りある」ものであることを環境の保全についての基本理念としてうたい（三条）環境基本法（六条から九条）及び自然環境保全法（二条）がともに、国、地方公共団体、事業者及び国民に対し、右基本理念にのっとった環境の保全、自然環境の保全の責務に努めるべきことを定め、また、種の保存法は、「野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものである」（一条）との認識のもと、国、地方公共団体及び国民に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する責務（二条）を定めていること、国際法上もたとえば世界自然憲章は「すべての生命形態は固有のものであり、人間にとて価値があるか否かに関わらず尊重されるべきものであること、及び、そのことをそれらの生物に当てはめるために人間は行動を自己規制しなければならないこと」を確信するとの認識を明らかにし（同憲章前文）生物の多様性に関する条約も「生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値を意識ししていることを明らかにしていることからすると、今や法的においても自然及び野生動植物等の自然物の価値は承認されており、かつ、人間の自然に対する保護義務も、具体的な内容はともかく、一般的抽象的責務としては法的規範となっていると解することができる。

しかしながら、他方で、自然の価値を侵害する人間の行動に対して、市民や環境NGOに自然の価値の代弁者として法的な防衛活動を行う地位があるとして訴訟上の当事者適格が一般に肯定されると解すること、そしてその根拠として「自然享有権」が具体的権利として憲法上保障されないとまで解することは……困難である。

外国人登録確認義務事件 大阪高裁 1991年2月7日判決 判タ756号128頁

事実的差異に起因して不均衡が生じても、それが一般社会観念上合理的な根拠に基づき必要と認められるものである場合には、これをもって憲法14条の法の下の平等の原則に反するものとはいえない。また、国際人権規約B規約2条、26条の趣旨も同様に解される。

家永教科書裁判第3次訴訟 最高裁3小1997年8月29日判決 民集51巻7号2934頁

憲法21条の表現の自由といえども、公共の福祉による合理的でやむを得ない限度の制限を受ける……表現の自由を保障した前記規約〔=自由権規約〕19条の規定も、公共の福祉による合理的でやむを得ない限度の制限を否定する趣旨ではないことは、同条の文言から明らかである。本件検定が表現の自由を保障した憲法21条の規定に違反するものでないことは前記のとおりであるから、本件検定が前記規約19条の規定に違反するとの論旨は採用することができない。

京都指紋押捺拒否訴訟 大阪高裁 1994 年 10 月 28 日判決 判時 1513 号 86 頁

[自由権] 規約はその内容に鑑みると、原則として自力執行的性格を有し、国内での直接適用が可能であると解されるから、B 規約に抵触する国内法はその効力を否定されることになる。

……B 規約 7 条にいう「品位を傷つける取り扱い」とは、公務員の積極的ないし消極的関与の下に個人に対して肉体的または精神的な苦痛を与える行為であって、その苦痛の程度が拷問や残虐な、非人道的な取り扱いと評価される程度には至っていないが、なお一定の程度に達しているものと解される。……本件指紋押捺制度が押捺者に与える精神的苦痛の程度は、右の「一定の程度」には達するものではないと判断され、本件指紋押捺制度は B 規約 7 条の「品位を傷つける取り扱い」には該当しないものというべきである。

……本件指紋押捺制度が品位を傷つける取り扱いに当たるとは解せられないが、なおこれが国籍に基づく区別であって、外国人が国民と対等の立場で人権と自由を享受することを妨げる効果を持つものであることは明らかであるから、基準が合理的かつ客観的で、合法的な目的を達成する目的で行われたと認められない以上、本件指紋押捺制度は B 規約 26 条に違反すると解せられる。[ただし、] 指紋押捺制度の……目的が合理性を持つことは明らかであるから、その目的は B 規約の下においても合法的なものというべきである。……よって、本件指紋押捺制度自体が B 規約 26 条に違反すると解することはできない。

受刑者接見妨害国家賠償請求事件 徳島地裁 1996 年 3 月 15 日判決 判時 1597 号 115 頁

[自由権規約は] 自由権的な基本権を内容とし、当該権利が人類社会のすべての構成員によって享受されるべきであるとの考え方を立脚し、個人を主体として当該権利が保障されるという規定形式を採用しているものであり、このような自由権規定としての性格と規定形式からすれば、これが抽象的・一般的な原則等の宣言にとどまるものとは解されず、したがって、国内法としての直接的効力、しかも法律に優位する効力を有するものというべきである。

旧日本軍属在日韓国人援護法障害年金請求事件 大阪高裁 2000 年 2 月 23 日判決 訟月 47 卷 7 号 1892 頁

[社会的・経済的・文化的権利に関する国際規約 2 条 2 項、9 条、市民的及び政治的権利に関する国際規約 26 条] のほか、憲法 14 条の規定の趣旨等に照らすと、……控訴人の主張する各規約における平等原則と憲法 14 条の宣言する平等原理もその根本趣旨においては異なるところがなく、前項の通り、少なくとも恩給の受給権に関する恩給法の国籍条項が不合理な差別を行うものということはできないから、右規約に反する無効なものということもできないというべきである。